



自立した消費者になろう！

—消費者が主役の社会をめざして—



家庭科・
社会科学習で
活用できる

教材作成の目的

浜松市消費者教育推進計画では、「消費者教育の推進による安全・安心で豊かな消費者市民社会の実現」を理念として、「消費者市民社会の一員となる自立した消費者の育成」を目標としています。

本教材は、生徒が身近な消費者問題の存在とその解決について考え、消費者の行動が社会や経済、環境及び未来に与える影響を理解し、さらには、消費者市民社会の一員として自分の行動を振り返り消費者が主役の社会を実現することを目指しています。

生徒が主体的に学ぶように各頁は、生徒への「問い」から始まり、課題を見つけて考えを記述したり、話し合ったりして学習を進めます。

浜松市がこれまでに作成した消費者教育教材と併せて活用することで、消費者市民の一員となる学びがより充実します。

新

■自立した消費者になろう！（R3）



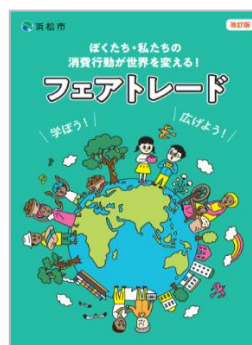
■よりよい現在と未来を考える食の選択(H27)



■浜松から未来をひらくエシカル消費（H30）



■ぼくたち・私たちの消費行動が世界を変える！（R2）



■小中学校発達支援学級用「人・地球にやさしい消費者になろう！」（R2）



浜松市小中学校消費者教育教材作成プロジェクト委員
（敬称略）

- 山田真代子(城北小校長) 平野敦子(舞阪中校長)
- 鈴木靖(光が丘中校長) 前田浩平(指導主事)
- 増井葉子(和地小) 小田真弓(引佐北部小中)
- 河合綾乃(東部中) 深田貴代(富塚中)
- 大村愛(富塚中) 芦田昌子(丸塚中)

発行 令和4年3月
 所在地 浜松市市民生活課くらしのセンター
 〒432-8032
 浜松市中区海老塚町51-1
 電話 053-457-2635
 F A X 053-457-2814
 制作 (公財)消費者教育支援センター

成年年齢には、2つの意味があります。

- ①一人で契約をすることができる年齢 ②父母の親権に服さなくなる年齢

親の同意がなくても、自分の意志で様々な契約ができるようになるということです。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・契約が一人できる ・自分のクレジットカードが持てる ・結婚できる ・10年有効のパスポートが取得できる ・国家資格が取れる <p>(例:司法書士・公認会計士・薬剤師及び医師免許等)</p> <p>※選挙権については、公職選挙法等の一部を改正する法律(H28)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「未成年者取消」ができなくなる ・消費者被害のターゲットになる

「未成年者取消」は、親の同意を得ずにした契約を原則取り消すことができる民法上の権利

5万円のこれにしよう!

ひびきさん (17歳)

返品でき、代金5万円が返ってきた。

未成年者の契約は、取り消せます。

「未成年者取消」が適用されない場合

- ◆契約時の年齢が未成年ではない場合
- ◆使うことを許された小遣い程度の範囲の場合
- ◆成年とうそを言った場合
- ◆未成年者が成年になってから商品を受け取ったり代金を払ったりした場合
- ◆取消権の時効の5年間に過ぎた場合

消費者教育は、教科横断的な視点で学ぶ

教育課程の編成は、教科横断的な視点から教育活動を改善しましょう。

教科横断的な指導とは？

教科・領域のカリキュラムを見直すことで、教師も生徒もゆとりをもって教育活動に取り組めます。

資質・能力の視点から見る
(教員が連携して学び方を学ばせる)

- ・教員全員で「問題解決的な学習」の進め方等について共通理解をする

自分の考えを周りと共有する話し合いを授業の中に位置づけよう!

「教科横断的な指導」で大事なものは、学習の基盤となる資質・能力を言語能力・情報活用能力・問題発見・解決能力を育成することや単元などの数コマ程度の授業のまとまりの中で「習得・活用・探究」のバランスを工夫することです。(文科省 HP より)

教育内容の視点から見る
(指導内容を見直し、連携して指導する)

- ・同じ学習内容や似ている学習内容について教科担当者間でカリキュラムを見直す

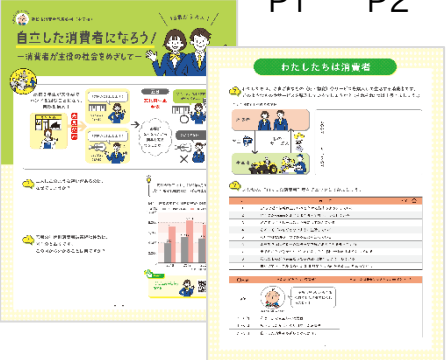
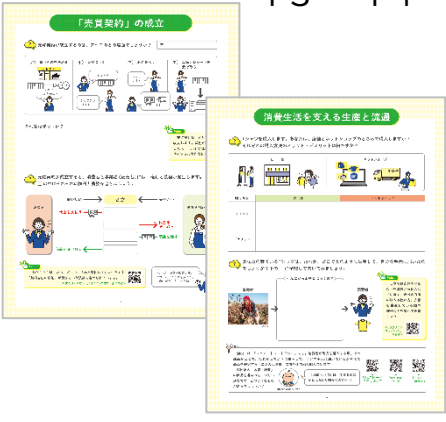
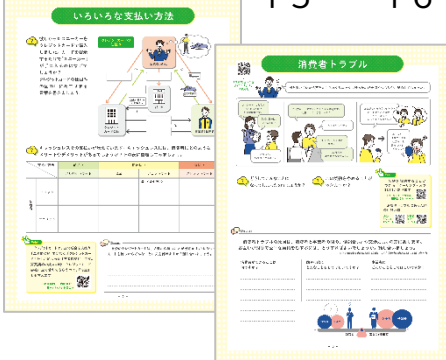
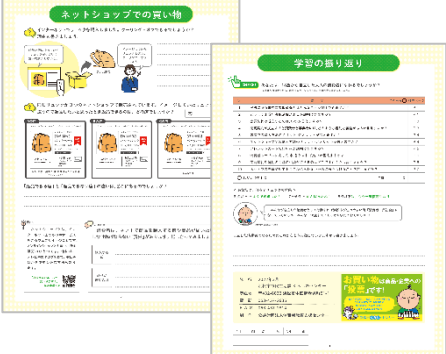
例:三者間契約 ■家庭分野 ■公民的分野

例:悪質商法 ■家庭分野 ■公民的分野



指導主事
前田浩平先生

持続可能な社会の構築に向けて、身近な消費生活と環境をよりよくしようと工夫する生徒の姿が望まれます。本教材を活用した学習が自立した消費者育成の基盤となり、小・中・高と系統的につながっていくことを願っています。

時間	教材	授業の流れ
1	<p>P1 P2</p> 	<p>(導入) 購入した楽器が返品可と返品不可。二人にこのような違いがあるのは、なぜか？相談件数のグラフからその理由を確認する。</p> <p>(展開) 消費者と生産者の関係を図2から確認し、ものとサービスの例を記述して発表後、自立した消費者度チェックをする。</p> <p>(まとめ) 消費者度チェックの結果から、自分の課題を書く。</p>
2	<p>P3 P4</p> 	<p>(導入) 売買契約の成立の場面を選び、その理由を記述する。</p> <p>(小学校での学習の復習) 売買契約の成立で消費者と事業者(販売者)に発生する権利と義務について考える。</p> <p>(展開) Tシャツを店舗とネットショップのどちらで購入する？どの店にするか、その理由を考えてグループや学級全体で考えを共有する。そのTシャツがどこで生産され、どのような流通経路で手元に届いたかは、社会科の生産と流通などの学習と関連させて考える。</p> <p>(まとめ) 環境を考えた購入のひとつである浜松市の「フェアトレードタウン」や「地産・地消」について調べる。</p>
3	<p>P5 P6</p> 	<p>(導入) 二者間契約である店舗での現金購入を確認し、現金がなくても商品が購入できるクレジットカードの仕組み(三者間契約)を考えて記述し、発表する。</p> <p>(展開) キャッシュレスでの支払いのメリットやデメリットを考えて、周りとは共有する。また、消費者トラブルに遭ってしまう原因を考える。</p> <p>(まとめ) 消費者トラブルに遭わないように消費者と事業者が対等で公平な契約を結ぶために「消費者」「国や行政」「事業者」の役割を考えて、発表し、共有する</p>
4	<p>P7 P8</p> 	<p>(導入) ネットショップでリュックを購入したがクーリング・オフができるか？また、返品できる店とできない店の違いを調べる。</p> <p>(展開) ネットショップでの買い物で気を付けることを調べ、発表を通して、実際に購入する前と商品が届いたときに消費者としてすべきことを話し合う。</p> <p>(まとめ) P8「これまでの学習の振り返り」を記入し、これからの行動目標を考えて発表し、周りとは共有する。</p>

三者間契約とは？

対象: 中学1～3年
教科等: 技術・家庭科(家庭分野)
題材名: いろいろな支払い方法
ねらい: クレジットカードによる三者間契約について
 二者間契約と比較しながらメリットとデメリットを整理して、特徴が分かる。

■活用教材

人・地球にやさしい消費者になろう！契約って何？(R2)



P3



P5



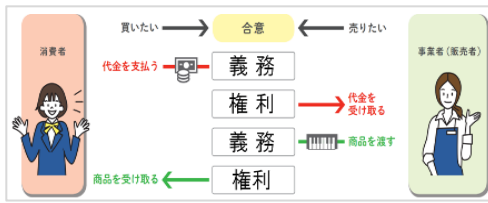
■授業構想

生徒は、日常生活で現金やインターネットショッピングでキャッシュレスの支払いを経験しています。しかし、その仕組みは、理解していません。現金やクレジットカードによる支払い方法のメリットやデメリットを生徒の生活経験から考えさせました。情報の収集や整理、クレジットカードの注意点についての学習は、社会科の公民的分野や技術・家庭科の技術分野との教科横断的な視点を意識して指導します。



東部中
河合綾乃先生

店でおにぎりを購入します。その時の売買契約はどのようにしていましたか？



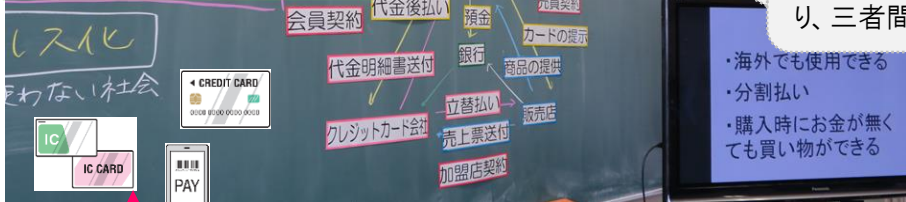
消費者と店の口約束で契約は成立して、消費者と店には、権利と義務が発生する。



現金以外で物やサービスを購入する時は、どんな支払い方法でしていますか？

スマホで払う。電子マネー……

いろいろな支払い方法を知り、それぞれのメリットデメリットを考えよう。

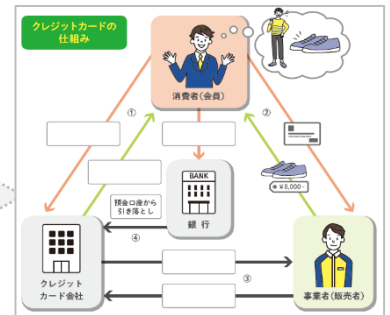


生徒の発表は、フラッシュカードを活用して板書することでお金の動きが分かりやすくなり、三者間契約の理解が進みます。

人・地球にやさしい消費者になろう！契約って何？(R2)「教材3の掲示資料」を活用

教材資料 P5 の「クレジットカードの仕組み」の図表を拡大コピーして板書してもいいですね。

消費者だけでなく、店にとってもメリットやデメリットがある。



キャッシュレスのメリットやデメリットは何でしょうか？

キャッシュレスが増えているのは、何かメリットがあるからだ？

生徒のノート記述例

支払い方法	前払い	即時払い		後払い
	プリペイドカード	現金	デビットカード	クレジットカード
メリット	年齢制限がない 支払いがはやく スムーズ 使いほぎを防ぐ	どこでも使える 使いほぎを防ぐ	使いほぎを上げる 口座にある分しか 使えない	海外で使える 分割払い 購入時にお金が無くても買えることができる
デメリット	使える商品や店が決まっている チャージしないと使えない	時間がかかる 持ち運びに不便	口座にお金が入っていないと使えない	18歳以上でも収入によって持つことができない 銀行口座にお金が無くても使えるから使いほぎる



カードの仕組みは、銀行を最初に位置付けると、生活と結びつけやすいです。社会科の公民的分野の教科書にもある内容なので、教科間で調整をするとそれぞれの教科の学習に軽重がつけられます。支払い方法の違いの情報を収集・整理したことで、実際の生活と結びついたメリットやデメリットをノートに記述し、発表できました。



ネットショップでリュックを購入したら？

対象: 中学3年
教科等: 技術・家庭科(家庭分野)
題材名: 「自立した消費者」として、商品を選ぶ
ねらい: 通信販売でのリュックの選択・購入で選択のための意思決定に必要な観点や情報を収集・整理して判断することが消費者被害を未然に防ぐことにつながる事が分かる。

■活用教材 P7



掲示資料 (エシカル消費)



■授業構想

技術・家庭科(家庭分野)の指導は、家庭生活、地域、社会を創る生活者の一員として中学生である自分はどのようなことができるかを考え、実践できる生徒を目指します。本題材では「C 消費生活・環境」(1)金銭の管理と購入、(2)消費者の権利と責任の内容を学んだ上で、ネットショップでのリュックの購入を考えることで、購入の際の情報の収集や整理について学びます。



富塚中
深田貴代先生

消費者市民としてどんなことに気を付けますか？

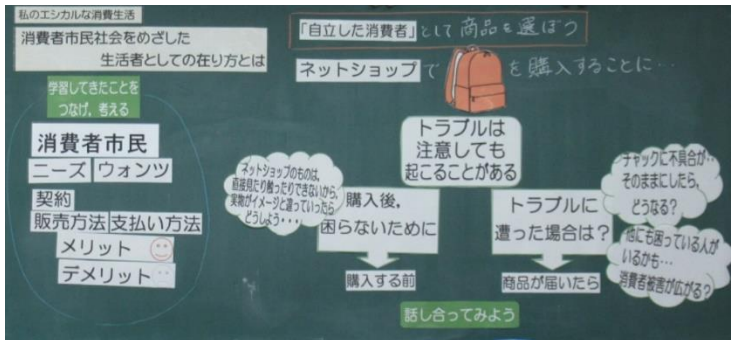
ネットショップでリュックを購入しました。これは「クーリング・オフ」できるでしょうか？

買う前に「NEEDS」それとも「WANTS」か考えて決めることが大事！



できる！
8日以内だったら返品できるはず。クーリング・オフという制度は、こんな時のためにある。

返品ができるかどうかショップに書いてある値段だけでなく、小さな文字も読まないといけない物も購入することになる。小さな文字に注意だ。



調べて、気が付いたことはありますか？



Find 通信販売のルールが変わった？法律が変わったのは、オンラインの買い物で困る人が増えたからかも。国が(P6)できることをした。



技術分野や社会、道徳で学んだ情報モラルや情報社会での買い物の学習でも似たことを学習しています。そこでの学びと結びつくことは何かな？

商品を「リュック」としたことで、生徒が身近な課題としてとらえることができました。通信販売のルールや消費生活センターの役割等について QR コードで調べたところ課題を解決していくために必要となる情報が各省庁から多く発信されていることに生徒が気づきました。

安全で正しい情報を選択するひとつの例として「官公庁等の情報」に対する見方や考え方が身につきました。調べた結果から考えたことを周りと共有することでも生徒の学びが深まりました。

消費行動の際には、多方面から得た知識や経験、適切な情報をつなぎ合わせ、正しく安全な判断や対応ができるように指導したいものです。実生活に直結する課題設定などの授業展開も工夫したいですね。



舞阪中学校
平野敦子校長先生

「法改正18歳成人」自分を守る？

対象: 中学3年
教科等: 社会科(公民的分野)
題材名: 消費者問題
ねらい: 消費者の権利を活用して問題の解決に向けて、事例と実生活を結び付けて考えることができる。

■活用教材

P6



自作教材
 商品『学力UPペン』

■授業構想

社会科の「消費と市場経済」の単元では、消費者の権利と責任と共に企業の生産者としての責任と義務も学びます。社会生活の中に存在する様々な消費者トラブルを学ぶ中で、消費者が自らの権利を守り不利益を被らないようにするには、契約やトラブルに遭った時に、法や制度を理解し権利を行使することが大切であることを理解させます。

本時は単元のまとめとして、事例をもとに賢い消費者であればどのように情報を受け止め、判断し、主体的に行動するかをグループで討議します。教材 P6「消費者トラブル」の内容を確認し、消費者トラブルの原因について話し合い、公平な契約のためにどうするか考えます。



富塚中
大村愛先生

教員が事業者(セールスレディ)として、商品『学力UPペン』をアピールします。

うちの息子はこれで学力アップ成功しました♪

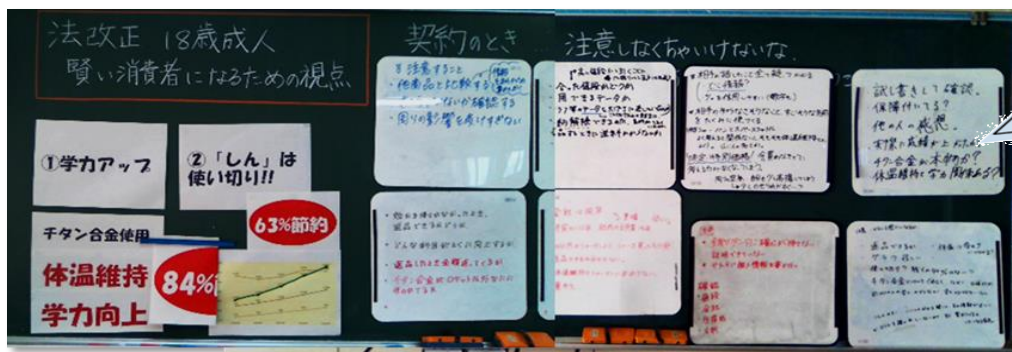


親子を演じる家庭科教員と技術科教員

このペンを使うと、何時間でも集中できるのね！



契約の時に注意することをグループで話し合い、その結果を発表しましょう。



生徒の発言例
 ・試し書きする
 ・交換できるか聞く
 ・他と比較する
 ・周りの言うことが本当か？ 疑う
 ・値段や会社、生産地、送料などを確認する

■学習の後半で P6 Discuss をする。

消費者ができることは何ですか？

出ている情報だけを信じてうのみにするのはなく、インターネットで調べたり、周りに聞いたりして多くの情報を知ることが大切

ネガティブ情報も出してほしいと国や事業者言う。

国や行政にどんなことをしてほしいですか？

行政には、幼稚園や小学校から売買契約を何度も繰り返し学ぶようにしてほしい。

事業者になんかことをしてほしいですか？

持っている情報を公開し、正確な情報を編集せずに出してほしい。

都合の悪い情報もよい情報と同じに出してほしい。



キャッシュレス社会の賢い消費者は？

対象: 中学3年

教科: 社会科(公民的分野)

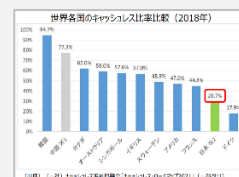
題材名: キャッシュレス社会の中で、賢い消費者をめざそう

ねらい: キャッシュレス化が急速に進む時代の変化の中で私たちに求められていることを追求し、持続可能な未来の社会に向けて、自分たちはどのように生きていけばよいかを考えることができる。

■活用教材 P5



世界各国のキャッシュレス比率比較



出典: 経済産業省

■授業構想

経済分野の学習のまとめとして、授業を構成しました。日本のキャッシュレス化は、現時点では、他国に比べて著しく遅れている状況ですが、今後は急速に進んでいくと予想されます。キャッシュレス化の背景の一つは、インバウンド対策です。世界的に見ると「支払いがキャッシュレス」が当たり前の時代になっています。さらに、環境面での配慮からペーパーレス化も進み、生徒が成人する頃には、現金通貨の利用の機会は減り、「通帳」でお金の出入りを確認することも少ない世の中になるでしょう。大きな変化の中で、「賢い消費者としてのあり方」について考えさせます。

前時に教材 P5 の「いろいろな支払方法のメリットとデメリットについて社会科に位置付けて学びます。今回は、社会科の時間で指導しましたが、教科担当者と事前に相談し、家庭科で P5 を学習し、それを受けて社会科で指導することもできます。



丸塚中
芦田昌子先生

世界のキャッシュレス化のグラフから気が付いたことはありますか。

便利だけど、お金の出入りが一目で分からないから不安。



キャッシュレス化の利点(メリット)と欠点(デメリット)は、何でしょうか。

世界と大きく違っている。



- ・感染症のリスクが減る。
- ・現金を持ち歩かないから便利で安全。
- ・紙の使用を減らす。
- ・環境にもよい
- ・レシートの枚数は増える。
- ・カードが作れない人は大変。

店や店で働く人にとってメリットがある。



社会科では、クレジットカードのメリットやデメリットではなく、「キャッシュレス化」という社会の動向を視点としました。学習のまとめでの生徒の発言は、

- ・近い将来、自分で支払方法を選ぶ時代から、キャッシュレスが当たり前の時代になるかも。
- ・現金払いができないお店も増えてくるはずだ。
- ・時代の流れはキャッシュレス。消費者として、きちんとした知識を持たないと、大変なことになる。
- ・外国人観光客から見たら、日本はすごく不便な国に見えるはずだ。
- ・働く人にとってのよさがある。 などです。

消費は誰もが行う経済活動です。成年年齢の引き下げに伴い、早い時期から具体的な事例や法、制度に触れながら、消費者の権利や責任について自覚を促す必要が増えています。



光が丘中学校
鈴木靖校長先生

消費生活を支える生産と流通

対象: 中学3年
教科: 家庭科(家庭分野)・社会科(公民的分野)
題材名: 消費生活を支える生産と流通
ねらい: 自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について、物資・サービスの購入から廃棄までを見通すことができる。

■活用教材 P3



■掲示資料 (エシカル消費)



■授業構想

電気、ガス、水などは、衣食住に関わる限りある資源で、環境への負荷を軽減する必要があることを理解します。自分や家族の消費行動の何が環境に負荷を与えているのか、環境負荷を減らすには、どうしたらよいかを考えるきっかけとして、Tシャツの流通について考えさせます。Tシャツなどの商品が様々な人の手によって流通して届いていることを確認することで、消費者の行動が社会とつながっていることが分かります。身近な電気や水の使用だけでなく、他にも負荷を減らす手立てがあることに気づきます。この学習は、社会科[公民的分野]「市場の働きと経済」の学習などとの関連を図って指導します。



Tシャツを購入します。皆さんはどちらの店で購入しますか？その理由は？

店舗だよ。お気に入りの店がある。ネットだね。安く、早い。



それぞれの店で購入するメリットとデメリットを考えて、発表しましょう。

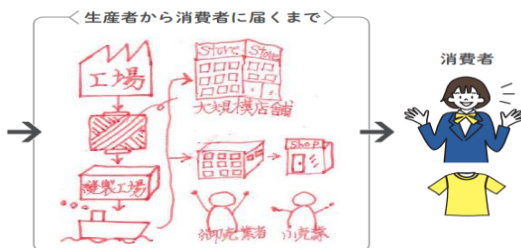


そのTシャツ、どこで、だれがどのように作ってあなたの手に届いているか考えたことはありますか。

Tシャツのタグに原産国や材料は書いてある。輸入しているから港からだ。



生産者

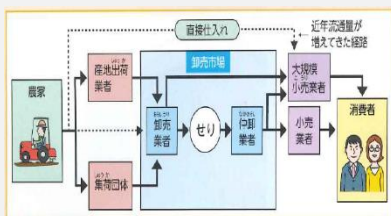


自分たちの洋服は、ほとんど外国から輸入している。たくさん洋服を買っていらなくなったら燃やしていることが **Point!** を調べたら分かったよ。苦勞して生産してくれているのに。

社会や世界とつながっているわたしたちがすぐできることは何でしょうか。

浜松市は、フェアトレードタウンだ。地産・地消を調理でも学んだ。買い物で世界や地域とつながれる。

P4で学ぶ〈生産者から消費者に届くまで〉について、社会科(公民的分野)教科書では、次の図で記述されています。



出所:新しい社会公民 東京書籍

公民的分野 B 私たちと経済(1)市場の働きと経済(2)国民の生活と政府の役割では、“対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して考察、構想し、表現”します。

身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解させますが、財やサービスを生産して消費することで生活を成り立たせているという社会科の記述が家庭科と重なります。経済活動は、私たち人間の生活の維持・向上であり、経済が生活のための手段だからです。家庭科分野の学習指導要領解説でも社会科の公民的分野と連携して指導するとしています。

■テキストのマークについて



知っていますか？



重要な点です！



見つけましょう！



話し合みましょう！

赤字は、回答例です。授業の際の参考にしてください。

浜松市消費者教育教材（中学校）

自立した消費者になろう！

一消費者が主役の社会をめざして—



高校3年生が文化祭でバンドを組むことになり、楽器を購入！

売買契約



5万円のこれにしよう！
ひびきさん (17歳)

5万円のこれにしよう！
つむぎさん (18歳)

翌日
文化祭中止
発表



必要がなくなったから商品を返品できるかな…

<解説>

成年が18歳になりました。成年が改正され、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。

二人にこのような違いがあるのは、なぜでしょうか？

- ・17歳と18歳で年齢が違っただけから
- ・楽器の価格が違っただけから
- ・レシートがなかったとあったの違い

若者の年代別消費者被害相談件数は、

図1のとおりです。

この図から分かることは何ですか？

- ・20・24歳になると件数が増える。給料をもらって自由に使えるから。
- ・若者は、たまにやったり、世の中をよく知らないから、18・19歳よりも20・24歳の方が相談が多い。

<発問>

20・24歳の消費者被害が多いのはどうしてかな？

学習の振り返り



CHECK! あなたは、18歳から自立した大人の消費者になれるでしょうか？

※答えられなかったら、該当するページに照って、学習内容を確認しましょう。

No.	質問	できたら○該当ページ
1	民法にある未成年者取消権とはどんなことか説明できますか？	P 1
2	どうして未成年者取消権があるか説明できますか？	P 1
3	売買契約が成立するのは、いつか言えますか？	P 3
4	売買契約が成立すると消費者と事業者には、どのような権利と義務があるか言えますか？	P 3
5	店舗での購入方法のメリット・デメリットが言えますか？	P 4
6	ネットショップでの購入方法のメリット・デメリットが言えますか？	P 4
7	クレジットカードの仕組みが説明できますか？	P 5
8	消費者トラブルがあった時、どうすれば良いか言えますか？	P 6
9	売買契約や解約の問題の相談ができるのはどこですか？2つ言えますか？	P 6
10	ネットでの売買契約でトラブルに陥るために気を付けることを言えますか？	P 7
○は、ひとつずつ1点		合計 点

<あなたは、何点？チェックの結果>

8点以上…よくできました！ 7～6点…がんばったね！ 5点以下は、もう一度復習しよう！



みんなが自立した消費者として行動すれば浜松市が住みやすい街「消費者市民社会」になっていくのじゃ！みんな、18歳までにしっかり学んでおくれのじゃ！！

出題元：浜松市消費者教育センター

自立した消費者になるためにこれからどう行動していきませんか？書きましょう。

・ネットショップのルールを知ったので、家族がネットで購入するときは一緒に購入を検討したり、注意点を教えてあげる

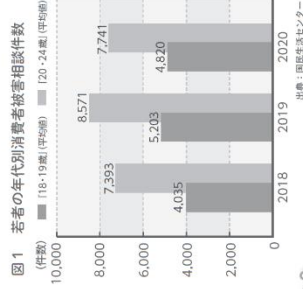
・18歳までに消費者を守る法律をもうと知って、もしもどきどきに備えたい

・買い物の際は、生産地、会社名、お客様の声を聞けられるようになっているか表示を見る



発行 2022年3月
浜松市市民生活課 ぐらしのセンター
所在地 〒432-8032 浜松市中区海老塚町51-1
電話 053-457-2635
FAX 053-457-2814
制作 公益財団法人消費者教育支援センター

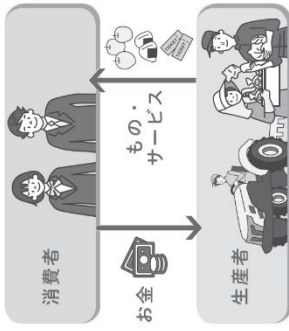
1年組	2年組	3年組



わたしたちは消費者

わたしたちは、さまざまなもの（財・物資）やサービスを購入して生活する消費者です。どのようなものやサービスを購入しているでしょうか？（それぞれ5つ以上書きましょう。）

図2：消費者と生産者の関係



ものの例	制服、名札、ハンカチーフ、ハンバーガー、ポテト、ジュース、靴、ラケット・・・
サービスの例	美容院、旅行、映画、サッカー、野球観戦、自動車整備、郵便、バス、音楽配信、ゲームアプリ、サブスクリプション

※ものとサービスを同時に購入することもあります。ホテルのレストランで食事！サービス料がプラスされます。

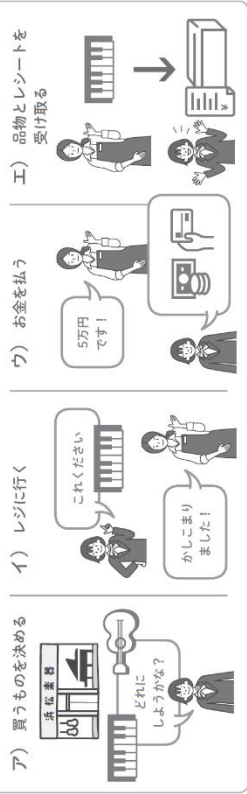
あなたの、“自立した消費者”度をチェックしてみましょう。

No.	質問	YESに○
1	SNSなどの情報は正しいかどうか確認するようにしている	
2	いくつもの商品比べてよく考えて買うようにしている	
3	どこでつくられたものかを気にして選んでいる	
4	なるべくくみみをださないように生活している	
5	買い物は契約の一つであることを知っている	
6	消費者を保護するための法律や制度があることを知っている	
7	商品のごとで分らないことがあったら、問い合わせるようにしている	
8	買ったものが不良品だったら返品・交換するようにしている	
9	買い物でトラブルにあった時、相談できる場所があることを知っている	

○の数	あなたの“自立した消費者”度	自立した消費者になるために学びたいこと
9個	全部○がついたら立派な自立した消費者になれるのじゃ！	・チェックで○がつかなかった点を中心に学びたいということが書ければよい。
7～8個	あと一歩で自立した消費者	
4～6個	もう少しがんばらばたら自立した消費者	
0～3個	自立した消費者めざしてがんばれ！	

「売買契約」の成立

？ 売買契約が成立するのは、ア～エのどの場合でしょうか？ 答 **イ**

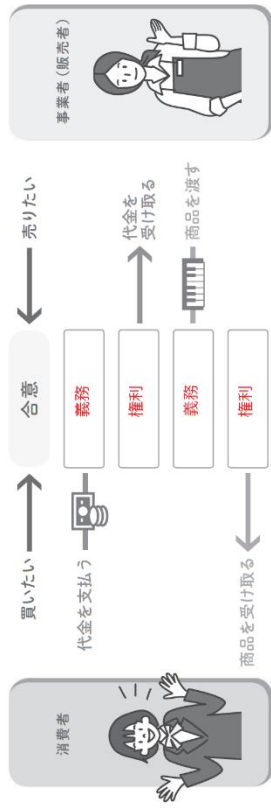


それはなぜですか？

--- 小学校で、「これください」と「かしこまりました」で成立すると学習したから
 ・契約はお互いの合意で成立するから

Point
 売買契約は、口約束で成立します。契約が成立したら一方的な理由でキャンセルできません。

？ 売買契約が成立すると、消費者と事業者（販売者）には、権利と義務が発生します。□の中にそれぞれの権利と義務を書きましょう。



Point

わたしたちは、いつ、どこで、だれと契約してもよいとする「契約自由の原則」が民法という法律で定められています。「公民」で学ぶ 「8歳を迎える君へ 契約について学ぼう」法務省



そうか！ギターを買う時、いつ、どこでどれを買うか、自由だということだね！

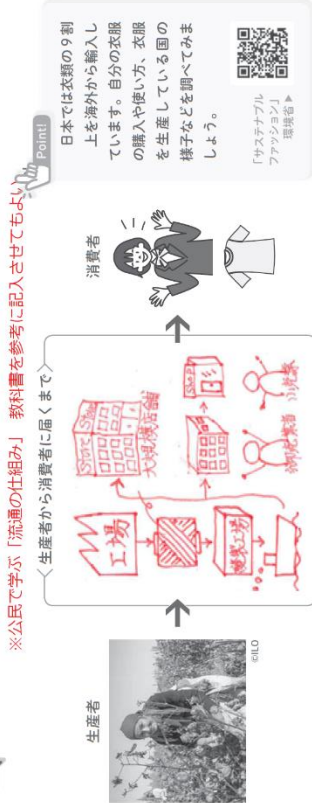
消費生活を支える生産と流通

？ Tシャツを購入します。あなたは、店舗とネットショップのどちらで購入しますか？
それぞれの購入方法のメリット・デメリットは何ですか？



購入方法	店舗	ネットショップ
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・試着して確かめられる ・店員さんからアドバイスをもらえる 	<ul style="list-style-type: none"> ・短い時間で多くの商品を比べられる ・24時間どこからでも注文・購入ができる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・営業する曜日や時間が決まっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・試着できないので、戻っていた商品と違う ・ということが起きやすい

？ あなたの着ているTシャツは、だれが、どこでどのように生産して、自分の手元に届いたの？



Find

浜松市は、「フェアトレードタウン」です。消費者が商品を購入する際、その商品がどこで、だれがどのように生産して、自分の手元に届いているか考えて商品を選択する「エシカル消費」に市全体で取り組んでいます。

浜松市の「地産・地消」の商品を選ぶのもエシカル消費です。どのようなものがあるでしょうか？

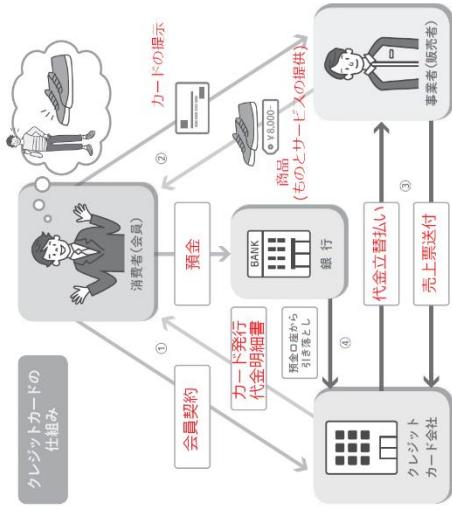
「地産・地消」は、生産者の顔が買える取り組みなのじゃ!!

出典: 浜松市環境・エネルギー課



いろいろな支払い方法

？ 欲しかったクレジットカードを購入しました。カードを提示するだけで「クレジットカード」が手に入るのなぜでしょう？
クレジットカードの仕組みの図の□にあてはまる言葉を書きましょう。



？ キャッシュレスでの支払いが増えています。キャッシュレスには、消費者にどのようなメリットやデメリットがあるでしょうか？下の表に整理してみましょう。

支払い方法	前払い	即時払い	後払い
現金	現金	デビットカード	クレジットカード
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・手元に残った分だけなので、使いすぎを防げる ・支払いが早い 	<ul style="list-style-type: none"> ・使いすぎを防げる ・お財布を持ち歩く必要がない ・口座にある金額だけ使える 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金を持ち歩く必要がなくてよい
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・手元に残っていると使えない ・使えない店もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・口座にお金が入っていないと使えない ・たくさんだと重い 	<ul style="list-style-type: none"> ・使いきることがある ・番号を知られると勝手に使われる可能性がある

Point

クレジットカードは、店で現金を支払う「二者的契約」ではなく、「クレジットカード会社」が加わった「三者的契約」です。売買契約の成立の時にクレジットカード会社を立て替えてもらうので、「借金」とも言えます。



Discuss

自分のクレジットカードは、18歳から持つことができます。クレジットカードを持つたらどんなことに気を付けますか？話し合おう。

- 使いすぎの例
 - ・銀行の残高を定期的に確認する
 - ・カード払いの月日や支払額を確認する
- カード管理の例
 - ・暗証番号を人に教えない
 - ・なくしたときのために連絡先をメモする
 - ・代金明細書を毎月確認する

消費者トラブル



「消費者センターを
身につけよう」
消費庁



「商品に問題が
ありませんか？」
お困り情報です。

「ありませんか？」
ありませんか？」

「ありませんか？」
ありませんか？」

「ありませんか？」
ありませんか？」

「お金がないからクレジットカード、
カードでもいいのだから、
どうしよう？」
かっこよくありませんか？」

「買った商品！
クレジットカードは
仕舞いにして
お返ししよう！」

「お金がないからクレジットカード、
カードでもいいのだから、
どうしよう？」
かっこよくありませんか？」

「買った商品！
クレジットカードは
仕舞いにして
お返ししよう！」

「Point」
契約を解約することが
できる「クーリング・オフ
制度」があります。
（クーリング・オフ制度）
国民生活センター

「お得な情報」のお得に乗ってしまった...18歳になっただけで「未成年
者取消権」でやめることができる

※「2ページの」自立した消費者「度子エツツの6と9に関連した学習です」
と生徒に確認する

消費者トラブルの原因は、消費者と事業者の間の、情報量⁽¹⁾や交渉力⁽²⁾の差にあります。
お互いが対等で公平な契約をむすぶには、どうすればよいでしょうか。話し合います。

※消費者としての声勢を築くこと ※(1)情報量：商品に関する知識 ※(2)交渉力：商品に関して話し合う力

消費者ができることは
何ですか？

- ・契約を結ぶときはすぐに決めない
- ・周りの人に相談する
- ・消費者の味方となる法律を知る
- ・その情報が正しいかを疑う
- ・店員さんに説明してもらつ

国や行政に
どんなことをしてほしいですか？

- ・企業に法律を守らせる
- ・法律をつくる
- ・相談を受けて、アドバイスする

事業者
どんなことをしてほしいですか？

- ・商品に関する情報を隠さずに出す
- ・消費者の声を聞いて商品を改善する
- ・消費者をだまさない



ネットショップでの買い物

インターネットでリュックを購入しました。クーリング・オフできるでしょうか？
理由も書きましょう。

「修理無行に持って行く
リュックが小さい！
急いで購入しないと。」

「イメージしていた
リュックと違う。
クーリング・オフ
しよう！」

「届いた商品」

「返品しようと思ったけれど
できないと言われたことがある
通信販売はクーリング・オフが
できない」

「できる... 8日以内ならできる。
・クーリング・オフの届書を出す
・消費者は法律で守られている」

同じリュックが3つのネットショップで販売されています。イメージしていたリュックと
違うので返品したいと思っただけで返品できるのは、どの店でしょうか？
答 A or B

Aの店 送料 ¥660 (送料・送料別) 返品交換 到着7日以内未使用なら返品可 (送料・送料別)

Bの店 送料 ¥660 (送料・送料別) 返品交換 不可

Cの店 送料 ¥660 (送料・送料別) 返品交換 不可

「返品できる店」と「返品できない店」の違いは、どこにあるのでしょうか？

Aは、「7日以内未使用なら返品OK」と書いてある。でも、返品送料は負担になる。

Cは返品が不可なので、イメージしていたものと違っても返品できないといけない。

Bは何も書いていない。ネットショップに聞けば良いかも知れない。

※返品についての記載がない場合は、8日以内であれば返品可能と法律で決められている。



ネットショップとは、イン
ターネット上でのサービス
を売るウェブサイトのことで
オンラインショップとも言い、通信
販売のひとつです。他には、
テレビやカタログを見て、電話や
はがきで申し込み方法もあり
ます。



消費者は、ネットで商品を購入する前や商品が届いた時、
しなければならぬ「責任」があります。話し合ってみましょう。

- 購入する前
 - ・安すぎる商品には気をつける
 - 返品特約について書いてあるか
 - ・会社名、連絡先、支払い方法を確認する
- 商品が届いた時
 - ・届いたらすぐに箱を開いて、注文した商品が届いて
いるかを確認する
 - ・注文、発送、領収書などの書類と商品に違いがないか
確認する



「運送販売のルールが
載っています」
経済産業省